

太田市庁議等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市訓令第8号

太田市庁議等設置規程の一部を改正する訓令

太田市庁議等設置規程（平成17年太田市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表1の項」を「別表第1の1の項」に改め、同条第2項中「企画部担当副部長」を「おおた未来戦略部担当副部長」に改める。

第4条及び第7条第2項中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改める。

第8条第2項及び第3項前段中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改め、同項後段中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に、「企画部担当副部長」を「おおた未来戦略部担当副部長」に改める。

第9条第2項中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、調整を要する事項等の内容によっては、おおた未来戦略部担当副部長の主宰のもと当該事項に関係する副部長、課長、係長等を構成員とすることができる。

第9条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、調整を要する事項等を所管する課長等からの依頼により、会議を開催できるものとする。

第10条中「企画部」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。